

その他事業（企画事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

新市のあるべき姿を示すものとして、旧市町村の総合計画を考慮し、新市まちづくり計画に基づいた総合計画を策定する必要がある。

新市の均衡ある発展を図るための定住促進対策を図る必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

新市の均衡ある発展を図ることを目的とした総合計画策定や定住促進対策について、構成市町村と協議調整が必要なことを考慮し提案する。

3 協定（協議）先進事例

総合計画策定について

長野県千曲市（平成15年9月1日 新設合併）

現行の各市町村の総合計画及び新市将来構想・新市建設計画との整合を図り、新市において新たに策定する。

愛知県田原市（平成15年8月20日 新設合併）

新市において新計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き続き運用する。

若者定住促進対策について

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

合併後3年間、現行のとおりとする。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

新市において速やかに制度化する。

4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

・ …略…

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これを即して行なうようにしなければならない。

5 参考資料

一般的な総合計画の構成

総合計画		基本構想 (第1層)	長期的視点からの市の将来目標と構想など、行政運営の基本的な方針を示すもの。地方自治法第2条第4項により市議会の議決を要する。新市で策定される各分野別計画（離島振興計画・都市計画マスタープラン等）の根幹的なものとなる。
		基本計画 (第2層)	基本構想の提示する将来像を実現するための施策体系を明らかにするとともに、中・長期的な行政課題の解決に向けての主要事業計画と計画目標を示す。
		実施計画 (第3層)	基本計画の各施策の実現手段として行う具体的事務・事業を示すもの。通常、向こう3ヶ年の計画とされ、毎年度見直される。事務・事業の進行管理指標として、また、後年度を含む予算編成指標としての役割がある。

総合計画策定手順の考え方

計画階層	策定手順の考え方
基本構想	通常、基本計画と併せて策定するが、法定事項であることと基本計画及び地区振興計画の策定スケジュールを勘案しながら、新市に移行後、速やかに策定する。
基本計画	地区振興計画の策定状況を踏まえながら策定作業を行う。それまでの間は、暫定措置として新市まちづくり計画で行政運営を行う。
実施計画	基本計画に併せて策定する。それまでの間は、新市まちづくり計画を基に暫定計画を策定し、予算編成の指標とする。

新市まちづくり計画（原案）の構成

計画階層	策定手順の考え方
基本方針	新市における速やかな一体化や地域の発展と市民福祉の向上を図るためのまちづくりについて、基本的な方針（政策）を示したもの。
基本計画	「基本方針」を基に、合併後のまちづくりの具体的施策を示したもの。
まちづくり事業計画	「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について					専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。					
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
総合計画策定	第4次川内市総合計画 【策定年月】 平成13年9月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・市政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合開発審議会の開催 【内容】 ・第4次川内市総合計画 将来都市像：人・まち輝く「水景文化都市」川内 基本構想：10年間（H13～H22） 基本計画：上期5年間（H13～H17） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成11年度 ・総合計画策定委員会及び策定専門部会発足 ・市民アンケート ・総合開発審議会（2回） 平成12年度 ・アンケート結果の公表、意見・提言の募集 ・基本構想骨子案の公表と意見募集	樋脇町第3次総合振興計画 【策定年月】 平成9年3月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・町政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合振興計画審議会の開催 【内容】 ・第3次川内市総合計画 将来都市像：住みよい町 住みたい町 基本構想：10年間（H9～H18） 基本計画：後期5年間（H14～H18） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成8年 総合振興計画策定プロジェクト委員会発足（各課職員15名）（平成9年3月までに計3回開催） ・町民意識調査の実施、分析 ・町長及び各課のヒアリングを実施 振興計画審議会開催（平成9年3月までに計2回開催） 調査報告書作成 平成9年 3月町議会議決 平成14年3月 後期基本計画の策定（議会報告） 【策定業務委託】 なし	第4次入来町総合振興計画 【策定年月】 平成13年3月 【計画期間】 平成13年度～平成26年度 【テーマ】 地域を見つめなおすことから始まるまちづくり 【策定の経緯】 平成10年 まちづくりの絵画・提言募集 まちづくり町民アンケート調査（全戸） 平成11年 まちづくり町民ボランティア会議（いりきワクワク未来塾 33名） 12.11.28まで延べ45回 まちづくりワーキンググループ会議（役場若手職員13名） 12.11.16まで延べ38回 平成12年 総合計画策定委員会発足（課長級）（平成12年12月までに計3回開催） 総合計画策定調整会議（補佐・係長級）（平成12年12月までに計3回開催）	東郷町総合振興計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【策定の目的】 全ての町民と行政が一体となって進める21世紀へ向けた まちづくりの指標 【テーマ】 人と自然がつくりだす心温まる快適空間 とうごう 【策定の経緯】 各課のヒアリングを行い、町長協議し、平成8年3月議会で議決 【基本計画の見直し】 後期の13～17年度までの基本計画を見直し、13年6月議会において議決	第4次祁答院町総合振興計画 【策定年月】 平成14年4月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【テーマ】 活力にあふれ 心豊かに 夢ふくらむ 住みよいまちづくり 【策定の経緯】 平成12年 総合計画策定企画議発足（各課職員15名）（平成14年2月までに計13回開催） ・町民意識調査の実施、分析 ・町長及び各課のヒアリングを実施 平成13年 祁答院町まちづくり委員会（40名）（平成14年2月までに計3回開催） 平成14年 3月町議会議決 【印刷業務】 (株)スタジオアドス 14年度 1,050,000円 200部 【附属機関】 祁答院町長期計画策定審議会	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
	里村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年3月 【計画期間】 平成12年度～平成22年度 【基本理念】 多様な人々が生き生きと行き交う誇り高い村づくり 【策定の経緯】 平成11年 里総合計画振興計画策定委員会（各課職員12名）（平成12年2月までに計2回開催） ・村民意識調査の実施、分析 ・村長及び各課のヒアリングを実施 平成12年2月 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)ランドサーベイ 11年度 6,300,000円 【附属機関】 里村振興計画審議会 【事業の目的】 村長の諮問に応じ、里村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】 委員 12名で組織 内訳 議会の議員 3人 農業委員会の委員 1人 教育委員会の委員 1人 公共的団体の役員及び職員 5人 学識経験者 2人 会長1名・副会長1名 委員報酬1日5,800円 審議会開催 不定期	上甌村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年6月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【基本理念】 資源と知恵の融合で挑戦し、共生のこころ豊かな、やすらぎある「上甌」づくり 【策定の経緯】 平成12年10月 ・上甌村村民意識調査- むらづくりアンケート調査 総合計画策定委員会発足（各課職員12名）（平成14年3月までに計5回開催） ・村民意識調査の実施、分析 ・村長及び各課のヒアリングを実施 平成14年2月 村総合振興計画審議会諮問 平成14年 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 14年度 4,620,000円 【印刷業務】 (有)イースト朝日 14年度 252,000円 200部	下甌村総合振興計画 【策定年月】 平成14年3月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【キャッチフレーズ】 しもこしき 新・竜宮の里 【策定の経緯】 平成12年 地域づくり座談会の実施 庁内策定組織発足（平成13年11月までに計12回開催） 地域・経済団体の聞き取り調査の実施 アンケート調査の実施（村民、出郷者） 現状計画の現況調査、評価 平成13年 各地区での村づくり懇話会の開催 総合計画審議会開催（平成13年11月までに計2回開催） 基本構想の策定 基本計画・戦略プロジェクトの策定 最終計画案の作成 平成14年 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 12年度 4,252,500円 13年度 4,462,500円 【印刷業務】 洲上印刷(株) 14年度 1,785,000円 500部（計画書） 661,500円 3,000部（概要版）	鹿島村 第3次総合計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【テーマ】 やすらぎを求め生き生きと人が輝く海洋生産基地かしまの創造 【策定の経緯】 平成7年 村長及び各課のヒアリングを実施 平成8年・ 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)日建クリエート 鹿島村総合計画案 シミュレーション作成 7年度 978,500円 【印刷業務】(株)朝日印刷 7年度 957,900円 500部 【附属機関】鹿島村振興計画審議会 【事業の目的】村長の諮問に応じ、鹿島村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】委員 14名で組織 内訳 議会の議員 教育委員会の委員 村の職員 公共的団体の役員 学識経験者 任期 2年 会長1名・副会長1名 委員報酬 1日 5,800円 審議会開催 不定期	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案	新市に移行後、速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
定住促進に関する事	<p>【目的】 本市における定住促進の推進を図る</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住促進施策の検討 定住促進施策に係る情報収集 	<p>(樋脇町地域づくり定住促進助成事業)</p> <p>【目的】 樋脇町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>[条例の期間] 平成 8 年度から平成 2 2 年度まで</p> <p>[助成金交付対象期間] 平成 8 年度から平成 1 7 年度まで</p> <p>[手続き] (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻） (2)交付申請（要件発生から 1 年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会で審議 (4)交付決定 (5)交付 [交付金の返還] 交付後、5 年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>合併後の考え方： 定住団地として契約後 4 年以内に新築定住される方に田代ニュータウンを分譲しており、分譲者に対して同制度があることを広報している。このため制度の存続を求める。但し、結婚及び児童の交付要件については再考できるのでは (定住促進団地整備分譲)平成 1 4 年 1 月 1 日現在</p> <p>[宮元定住促進団地]</p> <p>事業主体 樋脇町 整備年度 平成 9 年度 分譲区画数 1 7 区画 分譲済区画 全区画（平成 1 4 年度に 2 区画の買戻しを行い再分譲） 新築定住区画 1 5 区画 分譲要件 契約後 3 年以内に新築定住すること</p> <p>[田代定住促進団地（田代ニュータウン）]</p> <p>事業主体 樋脇町 整備年度 平成 1 2 ～ 1 3 年度 分譲区画数 9 4 区画 分譲済区画 2 5 区画 新築定住区画 1 1 区画 分譲要件 契約後 4 年以内に新築定住すること</p> <p>補助金制度 田代ニュータウン定住促進支援補助金 新築定住・児童の転入及び結婚後の定住者に対して助成金を交付 結婚関連；町内に居住する人が引き続き婚姻後定住される場合に、1 組当たり 1 5 万円を交付（個別調査票 B-1、39に条例詳細明記）</p>	<p>【事業】 過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地）</p> <p>【目的】 児童増対策として温泉を生かした宅地造成を行い、定住を促進しようとするものである。</p> <p>あさひ団地 区画数 3 5 区画 売却区画数 1 6 区画 建築戸数 8 戸</p>	<p>(東郷町ふるさとづくり促進事業)</p> <p>【目的】 東郷町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>[条例の期間] 平成 5 年度から平成 1 9 年度まで</p> <p>[助成金交付対象期間] 平成 5 年度から平成 1 9 年度まで</p> <p>[手続き] (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻・空家改修） (2)交付申請（要件発生から 1 年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会での審議 (4)交付決定 (5)交付 [交付金の返還] 交付後、5 年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>【助成対象事業】 義務教育以下の子どもを有する家族の転入で世帯責任者が 6 5 歳以下の者・・・1 0 万円 町内に土地を購入し、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において 6 5 歳以下の者・・・5 0 万円 町内に土地を保有しており、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において 6 5 歳以下の者・・・4 0 万円 町内の借家又は親元に居住しており、新たに住宅を新築して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において 6 5 歳以下の者・・・4 0 万円 建築年数 1 0 年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転入し定住する世帯責任者が転入の日において 6 5 歳以下の者・・・築 4 年未満 4 0 万円・築 4 ～ 1 0 年未満 3 0 万円 町内に居住し、建築年数 1 0 年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において 6 5 歳以下の者・・・築 4 年未満 2 0 万円・築 4 ～ 1 0 年以内 1 0 万円 上記 ～ までの斧淵校区以外へ定住するものは 2 0 万円の加算 義務教育以下の児童を有する世帯責任者が転入又は斧淵校区から他の校区へ転居し引き続き定住する者・・・児童 1 名につき 1 0 万円</p>	<p>【事業目的】 祁答院町の人口の増加を図るため、定住促進のための諸施策を講ずることにより、活力に満ちた祁答院町を創造し、もって町民の豊かなくらしと福祉の増進に寄与する。</p> <p>【条件】 ・生活の本拠を本町に 5 年以上居住する。</p> <p>【概要】 ・転入奨励金 6 5 歳未満の者で 1 人転入の場合 1 0 万円 町内で就労した場合 5 万円加算、町内の居住地から片道 2 0 km 以上通勤する場合 5 万円加算 6 5 歳未満の者で 1 人転入の場合 2 0 万円 町内で就労した場合 1 人につき 5 万円加算、ただし 1 0 万円を限度とする。 町内の居住地から片道 2 0 km 以上通勤する場合 5 万円加算 ・留町奨励金 新規卒業者であって、かつ定住の意志をもって引き続き本町に居住する場合 1 0 万円 町内に就労した場合 5 万円加算、町内の居住地から片道 2 0 km 以上通勤する場合 5 万円加算 ・結婚祝金 結婚した場合に、その夫又は妻のいずれかが本町の町民であって、かつ、結婚後も新世帯において定住の意志がある場合 1 0 万円、夫又は妻のいずれかが産業後継者である場合 5 万円加算 ・住宅取得奨励金 6 5 歳未満の者で転入者又は借家等に居住し、持家を有しない者、居住目的で町内に延べ床面積 6 6 m²以上の住宅を取得する者ですべて上記の要件を満たす者が定住の意志をもって新築住宅を取得した場合 3 0 万円、中古住宅を取得した場合 1 5 万円（ただし公共工事に伴う移転補償によるもの及びけがけ地近接危険住宅移転によるものを除く。） 住宅取得に伴って宅地を取得した場合 1 0 万円加算、町内業者が新築住宅の工事を施工した場合 1 0 万円加算</p> <p>【事務手順】 適要申請 審査 交付決定 交付</p> <p>【予算】 1 2 , 2 0 0 , 0 0 0 円</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23 (6) その他事業 (企画関係事務) について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案					
項 目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
<p>定住促進に関すること</p>	<p>【事業の目的】 本村における定住促進を図るため、結婚、出産及び就学に対して祝い金を支給することで若者が定住し、出産をそくし人口の減少を防止するとともに、本村の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 ・結婚祝金 一組当たり20万円 結婚するに至った双方若しくは一方が、年齢45歳未満であり、かつ本村に永住の意志表示をしている者に支給する。 ・就学祝金 1人当たり10万円 本村の小学校に入学する児童の保護者に支給する。</p> <p>【事務手順】 適用申請 審査 交付決定 交付</p>	<p>Uターン、Iターンの推進及び支援</p>	<p>【事業】 下甌村漁業従事Iターン者用住宅</p> <p>【対象者】 以下に該当する者 下甌村が実施する漁業体験教室に参加したIターン者で下甌村に定住する者 漁業に従事するためにIターンし、下甌村に定住する者</p> <p>【内容】 公営住宅に以下の月額家賃(1戸当り)で入居が可能 単身者用 6,000円 養育者用 8,000円</p>	<p>鹿島村奨学資金条例・同施行規則</p> <p>【目的】 ・高等学校、大学、短期大学及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図るため奨学資金を貸与し、有能な人材を育成することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・鹿島村奨学資金貸付基金100,000,000円を設置する。 ・基金の年度毎の貸与総額は15,000,000円以内とする。 ・奨学資金の貸与額は、高等学校が月額30,000円 大学、短期大学及び専門学校が月額50,000円とする。</p> <p>【申請手続】 ・鹿島村奨学資金貸与申請書 ・在学証明書 ・村長の発行する納税証明書</p> <p>【奨学生推薦会】 ・村長が毎年委嘱する5人以内の委員で組織し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。</p> <p>【奨学資金の返還】 ・学校等を卒業した日から6月を経過した日の属する月の翌月から毎月5,000円以上を20年以内で返還しなければならない。 ・奨学生が奨学資金の貸与を辞退し、または停止されたときは、前項に準じて返還しなければならない。 ・奨学資金には、利息を付さない。</p> <p>【返還の猶予】 ・高等学校の奨学生であった者が大学、短期大学及び専門学校に進学したとき。 ・疾病その他正当な事由によって返還が困難となったとき。</p> <p>【返還免除】 ・本人が死亡したとき。 ・奨学生が卒業後一定期間鹿島村に継続して居住したとき。 ・5年以上10年未満返還の半額免除 ・10年を超える期間は、全部の返還を免除する。</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p>